- 1. 件名: 新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング(28)
- 2. 日時:令和2年8月27日(木)10時10分~11時25分
- 3. 場所:原子力規制庁9階D会議室(TV会議システムを利用)
- 4. 出席者(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

実用炉審査部門

角谷管理官補佐、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、宮本管理官補佐、 照井安全審査官

事業者:

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室 部長 他3名**

5. 要旨

- (1)事業者から令和2年5月29日に提出された東海発電所保安規定認可申請書及び令和2年8月25日に提出された資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 〇 第9条(廃止措置主任者の選任)、第13条の2(施設運用管理業務)及び 第14条(廃止措置中の巡視)の変更に伴う設置許可との整合性を説明する こと。
- (3)事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:なし